

# 第3編

## 第2章 基本目標別施策

基本目標

# 6

## 市民と行政が一体となった 協働によるまちづくり

- 6-1 防犯対策・交通安全の推進
- 6-2 防災・減災・防疫対策の推進
- 6-3 消防・救急体制の充実
- 6-4 コミュニティの充実と市民協働のまちづくり
- 6-5 人権の尊重と男女共同参画の推進
- 6-6 持続可能な財政運営の推進
- 6-7 持続可能な行政運営の推進
- 6-8 行政のデジタル化の推進
- 6-9 公共資産マネジメントの推進

基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

# 6-1 防犯対策・交通安全の推進

担当課 市民協働課

関連課 維持管理課／学校教育課／こども教育保育推進課

施策の目的  
対象 ●市民  
意図 ●防犯・交通安全意識を向上させる

施策の基本方針 犯罪、交通事故等に対する未然防止策を推進し、市民の生命、身体及び財産を守ること  
で、誰もが安全・安心して暮らすことのできるまちを目指します。

SDGsの目標



## (1) 現状と課題

春・夏・秋・年末年始の交通安全運動期間中における啓発活動の実施や、交通安全施設の整備を通し、交通事故未然防止のための取り組みを行っていますが、依然として飲酒絡みの事故や交通違反等は発生しており、市民の交通安全意識・交通マナーの向上が求められています。

防犯対策として、本市ではこれまで警察や地域、関係機関や民間団体と協働した「ちゅらさん運動」による防犯思想の普及啓発などを進めてきましたが、依然として犯罪は発生しており、行政や関係機関の取り組みはもとより、地域、市民が一体となった防犯対策を進めることが求められています。

通学路の交通安全対策については、「通学路安全プログラム」に基づき、これまで学校、教育委員会、道路管理者、警察、地域、その他の関係機関が連携し実施してきました。一方で、児童生徒の見守りを行う交通ボランティアの高齢化やその後継者不足など課題が生じています。

交通安全については、交通事故が依然として多く発生していることから、カーブミラー・ガードレール等の交通安全施設整備に努めていますが、設置まで時間を要することが課題になっています。

- 主な課題**
- 行政・地域・住民等が一体となり、犯罪や交通事故を発生させないための活動の維持・活性化が必要です。
  - 沖縄県警察が推進する「飲酒運転根絶及び交通事故抑止対策の推進」と連携し、飲酒運転を「しない」「させない」「許さない」飲酒運転撲滅に向けた社会環境づくりの更なる推進が求められます。



## (2) 主な取組方針

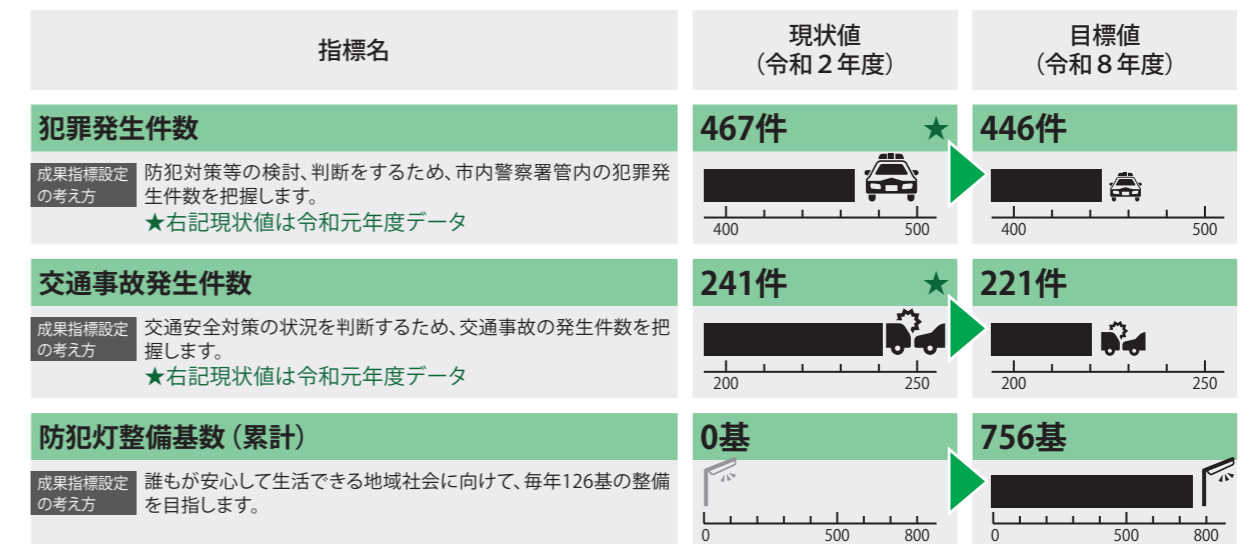
### 方針1 防犯活動を推進します

- 行政、市民、警察や関係機関、民間団体が一体となった「ちゅらさん運動」を推進し、犯罪被害に遭わないための環境づくりを共に進めます。また、地域における自主防犯活動を支援します。
- 防犯や、夜間の安全な生活環境の向上を図るため、一戸一灯運動の推進、LED<sup>106</sup>型防犯灯の増設や、既設の防犯灯の更新については、自治会と連携のもと計画的に取り組んでいきます。
- 防犯カメラは、犯罪の抑止力や事件解決への貢献等の効果があるものの、設置については市民の理解とプライバシーに配慮する必要があることから、増設に関しては、その必要性を十分に検討します。

### 方針2 交通安全対策を充実させます

- 交通安全意識の高揚のため、春・夏・秋・年末年始の交通安全運動期間中の啓発活動や、交通安全関係団体や学校、教育委員会等と連携した交通安全啓発事業の取組みを推進します。
- ガードレールやカーブミラーなどの道路付属施設については、経年劣化や自然災害等による破損等が見られることから、地域の要望なども踏まえながら、修繕等を行い、道路交通の安全確保に向けた取組みを進めます。
- 小中学校周辺及び保育所等周辺道路における交通危険個所の把握や歩道の確保など登下校時の児童生徒及び未就学児の安全確保に向けた点検を、教育委員会や警察と連携して進めます。

## (3) 成果指標



106 LED (Light-Emitting Diode)

電流を流すと光を発する半導体素子のことです。電気信号を光信号に変える機能があり、高輝度で電球に比べて発光量あたりの消費電力も少なく、寿命も長いため屋外の装飾用サインなどに利用されています。

## (4) 協働 ～ともに進めるために～

### 市民・個人

- ・歩行者・運転者ともに交通ルールの遵守、交通安全マナーの向上に努めましょう。
- ・交通安全運動や防犯運動へ協力し、常に交通安全意識・防犯意識を持ちましょう。
- ・飲酒運転は絶対に「しない」「させない」「許さない」ことを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。
- ・児童生徒が安心して登下校できるよう、配慮した運転を心がけましょう。

### 自治会・地域

- ・防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の危険区域等の把握に努めましょう。
- ・子どもの見守りや声かけ活動を積極的に行いましょう。

### 企業・NPO団体

- ・交通安全運動や「ちゅらさん運動」に協力しましょう。
- ・飲酒運転は絶対に「しない」「させない」「許さない」ことを徹底し、飲酒運転を根絶する環境づくりに努めましょう。
- ・交通ルールを遵守し、交通安全に努めることを社員・職員等に徹底させましょう。



## 基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

施策

6-2

# 防災・減災・防疫対策の推進

担当課 危機管理課

関連課 維持管理課／下水道課／子育て世代包括支援センター／健康支援課／消防総務課

施策の目的

- 対象** ●市民 ●河川、排水路（雨水幹線）
- 意図** ●自然災害や感染症等に対する備えがなされ、危機発生時に受ける被害を最小限にする  
●市街地の浸水対策として排水施設の効率的な整備・保全を行う

施策の基本方針

自然災害や感染症等の危機から市民の生命、身体及び財産を守るため、誰もが安心して生活のできる安全で強靱なまちづくりを進めます。

SDGsの目標



## (1) 現状と課題

沖縄本島は台風の常襲地帯であり、台風による風水害や土砂災害が発生しやすい自然環境にあります。また、2014（平成26）年には、本市が、南海トラフ地震防災対策推進地域指定を受けたことなどから、地震や津波に対する備えと、加えて、新型コロナウイルス感染症や家畜伝染病等も含めた感染症への危機対応が求められます。

危機管理上配慮すべき施設として火力発電所、石油コンビナート、米陸軍貯蔵施設、原子力潜水艦等が寄港するホワイト・ビーチなどがあり、事故発生時には大規模な災害となることが懸念されます。そのため、本市の防災体制の確立を総合的かつ計画的に実施し、地域住民等の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護することが求められます。

本市ではこれまで多種多様な災害や危機に備えるため、地域防災計画等の策定や防災情報伝達システム等の整備を行ってきました。今後は、庁内の危機管理体制が万全のものとなるよう、これらの計画やシステムを有機的に連動させていくことが必要です。

本市における有人離島である津堅島においては、地域防災体制や離島診療所医療者・医師の確保が厳しい状況となっていることや医師不在時の救急搬送などの対応が難しいため、安心して暮らせる環境構築に向け、医療体制の整備と搬送手段の確保・連携が求められます。

大規模災害時等の緊急事態に備え、事態対応が可能な施設の整備が求められます。



自主防災組織は、2021（令和3）年度末時点で61団体（島しょ地域の1団体は3自治会が加入）が組織されています。今後は、自主防災組織がより実効的な組織となるよう防災士等の養成、避難訓練及び防災教育などの取組みを進めていくことが必要です。

高齢者や障がい者などの災害時要配慮者や市内在住外国人、観光客など、多様な属性に応じた災害時の対応体制の構築が求められます。

局地的な集中豪雨などの影響により市街地や低地帯に位置する住宅地などを中心に浸水被害等が発生しているため、浸水を防除するための河川・排水路（雨水幹線）の整備や点検・管理の強化が必要となっています。

## 主な課題

- 防災情報伝達システム等の効果的かつ効率的な活用に向けた職員の人材育成が必要です。
- 自主防災組織の実効性を高めるため、防災士養成、防災・避難訓練などの取組みが必要です。
- 災害発生時に、要配慮者、避難行動要支援者、来訪者、観光客など多様な属性に対応する災害情報や避難施設及び事態対応が可能な施設を整備する必要があります。
- 浸水被害の発生を低減するため、河川・排水路のパトロールや改修、雨水幹線の計画的な整備が求められます。

## (2) 主な取組方針

### 方針1 庁内の危機管理体制を充実させます

- これまで発生した大規模災害や危機事案等を検証し、円滑な組織体制を構築するため、地域防災計画及び国民保護計画を見直します。また、災害発生時にも市役所業務を円滑に継続するため、業務継続計画（BCP）の検証及び策定を行います。
- 集中豪雨などによる避難指示等の発令回数が増加していることから、災害警戒箇所の状況や河川の水位情報などを踏まえた避難指示等の発令のタイミングや、庁内の連絡体制などについて明確なマニュアルを整備します。
- 防災情報伝達システムの検証を行い、効果的かつ効率的に活用できるようマニュアル等の整備を行います。また、防災アプリを用いて市民や来訪者などへ災害情報等の提供を行うとともに、その登録の普及に取り組めます。
- 職員に対する防災研修及び訓練を実施し、防災に対する意識や知識を向上させます。
- 市域を越えた広域的連携が図れるよう中部市町村圏事務組合の圏域や県内他自治体との応援協定の締結を進めるとともに、民間企業との災害時応援協定の締結を進めます。
- 本市唯一の有人離島である津堅島の災害対策等においては、安心して暮らせる生活環境の構築のため、地域防災体制の確立と災害に強い基盤整備を推進します。
- 酪農家等との連携を強化し、鳥インフルエンザ、豚コレラなどの家畜伝染病等の感染拡大を抑制する防疫体制の整備を進めます。
- 保健所や医療機関と連携し、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症の感染拡大防止に努めます。



### 方針2 地域の防災体制を確立します

- 自主防災組織における防災士の養成、防災訓練や教育、防災資機材の点検や更新の実施を促進するなど、組織力の実効性を高めるよう取り組みます。
- 社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアの受入体制を構築します。
- 大規模災害に備え、食料や飲料水などの生活必需品の備蓄を推進します。また、備蓄品目の検討や避難所の設営に際しては、感染症対策にも十分留意し、取り組みます。
- 児童生徒をはじめ市民等の防災意識を醸成するため、学校や地域と連携し防災教育や訓練の実施に取り組めます。
- 原子力潜水艦等の寄港地であることから、原子力災害に備えた訓練の実施、資機材の整備などの防災対策を推進します。

### 方針3 属性に応じた災害時の対応体制を構築します

- 災害時要援護者システムの再構築や避難行動要支援者名簿を活用した個別支援計画の作成を推進するなど、災害時に要配慮者への支援が行われる体制を構築します。また、災害警戒区域等に所在する要配慮者施設や学校に対しては、避難確保計画の策定に向けた指導・助言を行います。
- 大規模災害時や様々な緊急事態に対応可能な防災機能を備えた施設等の整備を進めます。
- 市内在住外国人や外国人観光客の避難所を指定し、多様な人種や宗教、言語、食、価値観等に対応できる体制を整備するとともに、防災関連情報の多言語化を進めます。
- 来訪者や観光客に対し、デジタルサイネージ<sup>107</sup>の設置やパンフレットの配布等による情報提供を行うとともに、避難誘導や帰宅支援のあり方について、宿泊事業者や観光関連施設等と連携して、引き続き検討を進めます。



### 方針4 排水路等を整備・保全します

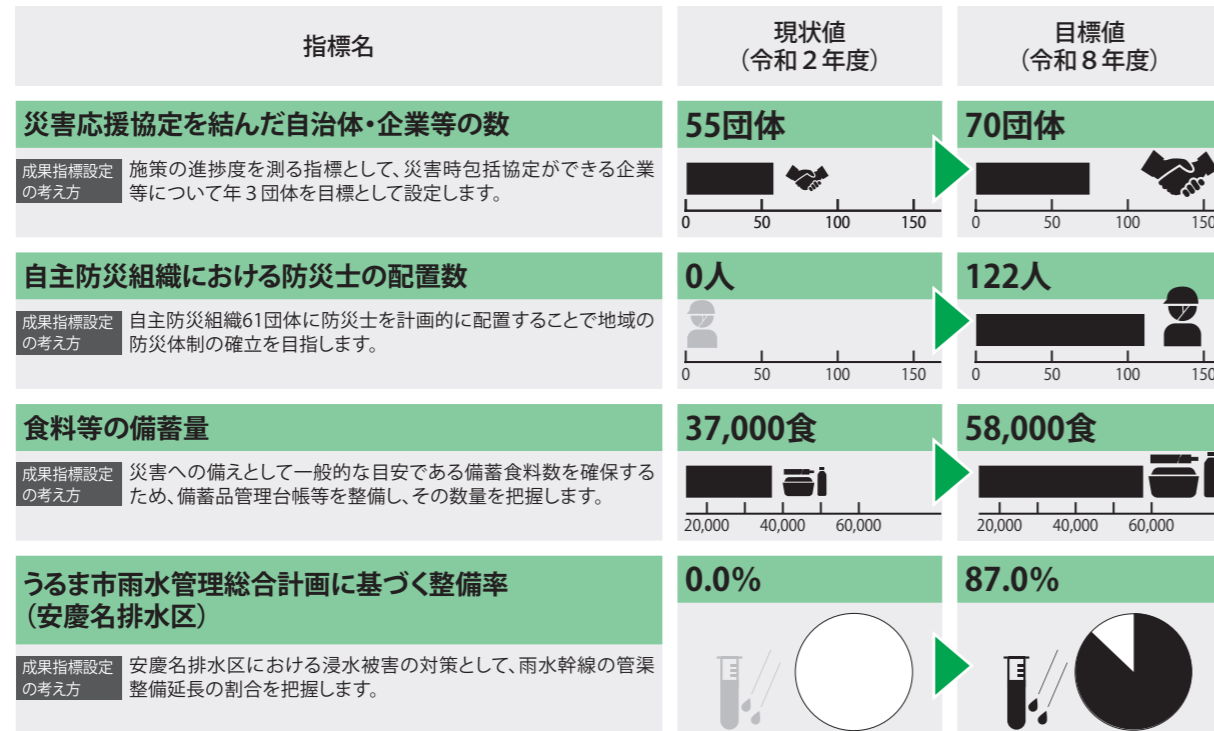
- 市内の排水路について、枯れ木や土砂の堆積等が氾濫の一因となっていることから、過去に氾濫した箇所の重点的なパトロールや、必要に応じた堆積等の除去作業や改修等を実施します。
- 浸水被害の対策として、「うるま市雨水管理総合計画」に基づき、雨水幹線の整備を計画的に進めます。
- 河川の氾濫による災害を防止していくため、二級河川（石川川、天願川、川崎川）の河川改修整備や浚渫工事等の促進について、県に働きかけます。また、準用河川や普通河川については、適切な維持管理に努めます。
- きれいな水環境の保全・回復を図るため、天願川デーをはじめとする環境美化作業等の市民活動を支援します。



107 デジタルサイネージ  
(Digital Signage)

映像表示装置とデジタル技術を用いた広告媒体のことです。公共施設などに、液晶ディスプレイやプロジェクターを設置して広告や各種案内を表示するもので、表示内容をリアルタイムで更新したり、複数の広告を配信したりすることができます。

### (3) 成果指標



### (4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
  - 防災バッグを準備するなど、災害への備え(住まいの地震対策、身のまわりの安全対策)を行いましょう。
  - 災害時の避難場所(集合場所)の確認などについて、家族で話し合いましょう。
  - 日頃から、地域の行事や防災訓練などに積極的に参加し地域に住んでいる人たちのことを知りましょう。
  - 天願川デーをはじめとする環境美化作業等に参加、協力しましょう。
- 自治会・地域**
  - 自主防災組織の運営に積極的に参加しましょう。
  - 災害時には地域で高齢者や障がい者などの災害時要配慮者の避難等を支援しましょう。
- 企業・NPO団体**
  - 災害時において民間事業所を避難場所としての提供と物資等の提供等に協力しましょう。
  - 防災意識の高揚を図りましょう。

### (5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
●うるま市国民保護計画	平成19年度～												
●うるま市地域防災計画	平成27年度～												
●うるま市国土強靱化地域計画	令和4年度～												
●うるま市雨水管理総合計画(安慶名排水区)	令和3年度～令和10年度												



施策	<b>6-3 消防・救急体制の充実</b>
担当課	消防総務課
関連課	予防課／警防課
施策の目的	<b>対象</b> ●市民 ●事業者(所)等 <b>意図</b> ●生命、身体及び財産を火災や災害から守る
施策の基本方針	消防、救急・救助体制の充実強化に努めるとともに、災害(火災・救急その他の災害)に対する備えを万全にし、市民の生命、身体及び財産を守ります。

SDGsの目標



## (1) 現状と課題

本市には、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全で安心できる市民生活の確保を図る消防・救急体制として、3つの消防署と1つの出張所及び1つの消防団(13分団と機能別消防団)があります。2019(平成31)年に国は、消防を取り巻く環境の変化や多様化する災害へ対応するため、「消防力の整備指針」を一部改正し、火災の予防や救急等に必要な施設及び人員の基準を強化したことから、これに基づいた施設や人員の整備が求められます。

救急・救助体制において、県立中部病院と連携した「派遣型救急ワークステーション<sup>108</sup>」により、救急隊員の技術・知識の向上を図っていたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、滞っている状況であるなど、救急隊員の人材育成に課題が生じています。

消防団は、地域における消防力・防災力の向上に大きな役割を果たしていますが、2020(令和2)年で条例定数に対する充足率が72.2%と人員の確保に課題があります。また、各自治会において結成が進んでいる自主防災組織との連携についても十分な状況とはいえません。

本市における火災発生件数については、2020(令和2)年中は39件となっています。また、設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率は、2020(令和2)年度で70.8%となっています。こうした状況の中、更なる住宅防火対策の重要性を啓発するため、市民や事業者と一体となった火災予防意識の高揚に取り組むことが必要ですが、住宅防火の啓発を担う女性防火クラブなどでは活動やクラブ人員が減少しています。



## 主な課題

- 「派遣型救急ワークステーション」の運営方法等について、県立中部病院と調整を図ることが必要です。
- 企業などと連携し、消防団員の確保や機能別消防団員の掘り起こしを行うことが必要です。
- 消防団と自主防災組織の連携を図るための機会を創出することが必要です。
- 女性防火クラブなど、火災予防意識の高揚に行政とともに取り組む組織の再活性化が必要です。

## (2) 主な取組方針

### 方針1 消防・救急体制を充実・強化します

- 迅速かつ的確な消防活動を行うため、高所放水(はしご車)車及び救助工作車等の消防・救急車両の計画的な更新を行うとともに、これらの車両や資機材を適切に維持管理します。
- 消防本部から県立中部病院に救急隊員を派遣し、医師等とともに救急活動等を実施する「派遣型救急ワークステーション」については、新型コロナウイルス感染症拡大の収束後に、円滑に運用を再開し、充実強化を図れるよう病院と連携を行います。
- 本市の防火対象物や人口が増加傾向にあることから、職員の研修体制の強化、将来に向けた適正な署所の配置及び人員の適正化について検討します。
- 緊急消防援助隊への派遣車両や資機材、人員の充実・強化を図り、県外での大規模な自然災害等に対応できるよう体制の強化に努めます。

### 方針2 消防団を充実・強化します

- 市ホームページ等での消防団活動のPRや、自治会等にその必要性を説明することなどにより、消防団活動の認識・理解の促進を図り、消防団員を確保します。
- 事業所に対しても消防団の必要性を説明し、消防団協力事業所を確立するなど、雇用されている消防団員が活動しやすい環境をつくります。
- 消防団員が災害活動に備えられるよう、個人装備や資器材等の貸与などを行い、訓練・災害活動時の充実・強化を図ります。
- 水上バイクの操作や外国語、手話などのスキルを有した機能別消防団員を企業などと連携して掘り起こし、災害時などに災害救助犬、重機のオペレーションを有効に活用します。
- 消防団は、地域防災の要として、住民の期待に応えるため、自主防災組織との連携を密にし、多様化する各種災害に対応できる体制の強化に努めます。



108 派遣型救急ワークステーション

医療機関に救急車と共に救急隊員を派遣し、救急隊員の知識や技術を向上させる教育の拠点であり、派遣された救急隊員は、医師や看護師から指導を受けながら、救急処置の実習や、救命処置の補助を行うものです。

### 方針3 市民の火災予防意識や救命意識の高揚を図ります

- 防災訓練や広報活動などにより、市民の防火意識の啓発に努め、市民や事業者等と一体となって防火・防災活動を推進します。特に活動やクラブ員数が減少している女性防火クラブについては加入を呼びかけるなど、再活性化を行います。
- 事業所における防火管理体制や危険物施設の保安について、査察や指導により適切な保安管理体制の強化を図るとともに、重大な法令違反が認められる防火対象物はホームページで公表します。
- 住宅火災の早期発見や逃げ遅れの防止及び被害の軽減のため、消防団や女性防火クラブなどと連携し、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理についても呼びかけを行います。
- AED(自動体外式除細動器)<sup>109</sup>の取り扱いも含めた救命講習会については、感染症対策に留意しながら進め、市民の救命意識を高揚させるとともに、応急手当の普及を行います。

### (3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
<b>消防・救急体制が整っていると思う市民の割合</b> <small>成果指標設定の考え方</small> 派遣型救急ワークステーションの連携を強化するとともに、消防署所等、消防施設の配置及び人員の充実・強化について研究を重ね、消防車・救急車の現場到着時間の短縮に努めることで施策の進捗を図ります。(市民アンケート)	90.8%	95.0%
<b>応急手当、普通・上級救命講習受講者数</b> <small>成果指標設定の考え方</small> 応急手当講習(普通、上級救命講習含む)を受講することにより、救命率の向上だけでなく、防災ボランティアの増加による災害時の支援にもつながるため、指標として把握します。	82人	2,500人
<b>住宅用火災警報器の設置率</b> <small>成果指標設定の考え方</small> 市民の火災予防意識の高揚を図るため、火災警報器の設置率を把握します。	70.8%	80.0%



### (4) 協働 ~ともに進めるために~



#### 市民・個人

- ・ 応急手当講習会に積極的に参加しましょう。
- ・ 家庭で防火対策等への意識を高め、火災予防に努めましょう。
- ・ 住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ・ 地域防災活動に協力しましょう。



#### 自治会・地域

- ・ 地域で防火対策等への意識を高め、火災予防に努めましょう。
- ・ 地域防災活動に協力しましょう。



#### 企業・NPO団体

- ・ 消防団員を雇用している事業所は、当該団員の活動に協力しましょう。

### (5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画					
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● うるま市消防計画	令和4年度～令和5年度											



109 AED (Automated External Defibrillator、自動体外式除細動器)

心室細動を起こした人に取り付け、電気ショックを与えて心臓の動きを取り戻すための救命機器のことです。2004(平成16)年から一般人の使用も認められ、機械の音声指示に従って操作するもので、空港や駅、スポーツ施設などに設置が広がっています。

施策

6-4

コミュニティの充実と  
市民協働のまちづくり

担当課 市民協働課

関連課 秘書広報課／学校教育課

- 施策の目的
- 対象** ●市民
- 意図** ●市政に関心を持ってもらい、参加し、まちづくりに協働してもらう  
●自治会活動に参加し、地域活性化の一役を担ってもらう  
●必要な情報をいつでも入手できる  
●市の情報発信に満足する

施策の基本方針

魅力あるまちづくりに市民が参画できる機会を増やすとともに、異なる文化や風習を超えた国内外や地域内での交流・相互理解が促進された、市民とのパートナーシップによる協働のまちづくりを目指します。

SDGsの目標



## (1) 現状と課題

人口減少と少子高齢化が進む中、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めていくためには、市民がお互いに支え合い、行政とともに協働してジリツ（自立・自律）できる地域コミュニティを形成することが求められています。

本市には現在63の自治会があり、それぞれの地域の特性を生かしながら、特色のあるコミュニティ活動が展開されています。一方で、地域のつながりの希薄化により、自治会加入率の低下等の懸念があります。また、自治会活動や地域住民のコミュニティの拠点である市所有の一部の公民館施設では築30年以上経過しており、安全かつ快適なコミュニティ活動の推進に向けての施設整備の更新が課題となっています。

市民協働のまちづくりを進めるためには、市民が必要とする情報を分かりやすく発信することや共有を図ることが必要であり、本市が実施する事業に関心をもってもらえるような広報活動が求められます。

行政に対する市民からの意見を聴取するためには、市ホームページの「市政に対するご意見・ご要望」メールや市内各施設に設置している「ご意見箱」の活用を周知して、行政に関する様々な意見・要望等を把握する必要があります。



経済活動や文化活動など、様々な分野において、国内外にわたる多様な交流が進んでいます。本市では、2012（平成24）年度に盛岡市との友好都市提携を行い、ふれあい交流事業を行っています。友好都市との交流を継続・発展させるため、今後は学校間の交流や各団体・市民等が主体となった交流が図られるような仕組みづくりが必要です。

本市では、海外へ移住した市出身者の子弟を受け入れる海外移住者子弟研修生受入事業を行っています。交流活動の充実化を図るため、研修履修者が主体となる交流の仕組みづくりや受け入れ体制の強化が課題となっています。

日常生活の困りごとや消費に関するトラブルなど市民が抱える様々な問題に対し、法律や消費生活相談員等による専門的な相談体制の充実が求められています。インターネットやスマートフォンの普及により若年者の消費トラブルも増えてきており、幅広い世代に対し、消費者被害に遭わないための取組みが必要となってきています。

## 主な課題

- 自治会への加入促進を含め、自治会活動や地域住民のコミュニティ拠点となる公民館施設の整備にかかる財源を確保することが必要です。
- 様々な分野における交流が様々な感染症により途絶えないよう、遠隔での交流を見据えた新しい交流の形を模索することが必要です。
- 文化を越えた交流や相互理解の促進による多文化共生社会の形成が必要です。
- 学校や福祉関係機関などと連携した取組みによる消費者意識の高揚が必要です。
- 広報紙や市ホームページ、SNS（LINE、Facebook）等を活用し、市民が必要とする情報をタイムリーに分かりやすく提供することが必要です。





## (2) 主な取組方針

### 方針1 まちづくり活動・自治活動を推進します

- 公募型補助金制度を活用し、地域における主体的なまちづくり活動を支援するとともに、地域コミュニティと行政が協働で行うまちづくりを推進します。
- 地域おこしやまちづくりを行っていく団体の育成や人づくりを促進するため、コミュニティ関連情報や助成制度の情報提供を行います。特に自治会については加入率の低下等が懸念されることから、先進的な取組を行う市外の自治会関係者による講演会を実施するなどして、再活性化に向け自治会と協力して取り組みます。
- 地域住民が主体的に地域活動に参加できるよう、公民館など、地域活動の拠点となるコミュニティ施設・設備の充実に努めます。
- 自治会活動や公民館などの拠点施設整備に関し、今後助成内容の見直しを検討するとともに、地域住民の自治会への加入の一層の促進や、「ふるさとふるま自治会活動応援事業」により各自治会が市外から寄附金を集めるなどして財源を確保する取組を推進します。

### 方針2 広報・広聴を充実させます

- 市民と行政の交流促進に向け、市ホームページや広報紙・SNS等を活用し、市政やまちづくりに関する情報などを分かりやすく発信し、自治会等の活動や子育て・観光・福祉に関する情報などのコンテンツを充実させます。
- 市民が必要な情報を必要な時に取得できるようAIチャットボット（自動会話プログラム）<sup>110</sup>を活用し、来庁時間短縮や市民の利便性向上に努めます。
- 現在の広聴ツールである市ホームページの「市政に対するご意見・ご要望」メール・ご意見箱・パブリックコメント制度等を周知し、市民が行政への意見を提言しやすい環境づくりに取り組みます。

### 方針3 国内外の交流を推進します

- 経済、教育、スポーツ、文化等各分野の交流事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により滞っていることから、SNS等を活用した遠隔での交流を維持しながら、今後の人材交流ネットワークの充実に向けた取組を進めます。
- 体験、滞在型交流事業についても、同様に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により滞っていることから、SNS等を活用した遠隔での交流を維持しながら、異文化を体験、理解することにより国際社会で活躍できる広い視野を持った人づくりを進めます。
- 市民と在住外国人などの交流を図る機会の創出や、異文化に対する市民・外国人の相互理解を啓発することなどにより、多文化共生社会の醸成に努めます。



110 AIチャットボット（自動会話プログラム）

顧客との会話をAIロボットが代行してくれるツールです。会話データをあらかじめAIチャットボットに学習させることで、顧客とのスムーズな対話を実現します。AIチャットボットの仕組みは、まずAIチャットボットのプログラムが文章を単語レベルで解析し、最適な回答を自動的に構成します。そして、プログラムが構築した返答内容により会話らしい表現に修正が加えられ、顧客との円滑なコミュニケーションが行われるという仕組みです。

## 方針4 市民相談を充実させます

- 消費生活センターでは、関係機関との情報交換や専門相談員の資質向上を行いながら、消費生活相談を実施します。また、法律相談などの市民相談サービスを引き続き実施します。
- 多様化・複雑化する消費トラブルの未然防止を図るため、消費生活出前講座の開催やホームページ等での情報提供を行い消費者意識の高揚に努めます。とりわけ、民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられることから、若年者が契約等においてトラブルに巻き込まれないよう、学校等と連携した取組を実施します。

## (3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
<b>自治会加入率</b> <small>成果指標設定の考え方</small> 自治会組織は地域づくりの核となることから、加入率が高いほど地域の活性化に反映すると考えられるため、各自治会加入率を把握します。	45.7%	45.0%
<b>自治会活動により地域が活性化していると思う市民の割合</b> <small>成果指標設定の考え方</small> 施策の目的（意図）の達成度を測る指標として設定します。（市民アンケート）	62.6%	62.0%
<b>市政情報を容易に入手できていると感じる市民の割合</b> <small>成果指標設定の考え方</small> 施策の目的（意図）の達成度を測る指標として設定します。（市民アンケート）	69.1%	71.5%
<b>消費者講座開催数</b> <small>成果指標設定の考え方</small> 消費者被害未然防止のため実施する出前講座等が、消費者の意識高揚につながる場となるため、消費者講座開催数を把握します。	6回	12回



## (4) 協働 ～ともに進めるために～

### 市民・個人

- ・「共助」の精神のもと、住民同士がつながり助け合い、地域活動にも関心をもち、積極的に参加しましょう。
- ・消費者として、消費者問題に関心をもち行動しましょう。
- ・国内外の自然・文化に関心をもち、地域間交流活動などに積極的に参加しましょう。
- ・本市の魅力を再認識するとともに、市内外へ「うるま市の魅力」をPRしましょう。
- ・市政に関心をもち、まちづくりに関する取組みに積極的に参加しましょう。

### 自治会・地域

- ・地域課題の把握に努め、その解決に向けて取り組みましょう。
- ・地域を見守る体制づくりに取り組みましょう。
- ・住民に対して地域に関する取組みや活動状況等を積極的に情報提供しましょう。

### 企業・NPO団体

- ・地域の活動に積極的に参加しましょう。
- ・住民に対して地域に関する取組みや活動状況等を積極的に情報提供しましょう。



施策

## 6-5 人権の尊重と男女共同参画の推進

担当課 共生推進室

関連課 市民協働課／福祉政策課／こども家庭課／学校教育課／介護長寿課／障がい福祉課／こども教育保育推進課

施策の目的

- 対象** ●市民
- 意図** ●お互いの人権を尊重する  
●人権について理解を深める  
●個性や能力を認め合い、性別にかかわらずあらゆる分野で能力を発揮できる

施策の基本方針

市民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無等にかかわらず多様性を認め合う社会を目指します。

SDGsの目標



### (1) 現状と課題

近年の社会は、いじめや虐待、インターネットによる人権侵害、高齢者・障がい者・外国人・LGBTQ<sup>111</sup>等への差別、ハラスメント問題など、様々な人権問題が存在しています。

2015(平成27)年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は「誰一人取り残さない社会の実現」を目指しており、地域における人権問題の解消に取り組むことは、このような社会の実現を目指す上で重要となってきています。

本市ではこれまで、学校における人権教育や人権擁護委員と連携し、人権啓発活動に取り組んできました。地域に住む人々や人権問題の多様性が高まる中、より一層、多様な観点を包含した人権・啓発活動が必要とされます。



111 LGBTQ

セクシュアルマイノリティ(性的少数者)を表す言葉で、性的指向や性自認を意味する英語の頭文字をとって作られました。Lesbian(レズビアン)は同性を恋愛の対象とする女性、Gay(ゲイ)は同性を恋愛の対象とする男性、Bisexual(バイセクシュアル)は同性も異性も恋愛対象となりうる人、Transgender(トランスジェンダー)は体の性と心の性が異なる人、Questioning(クエスチョニング)又はQueer(クイア)は性的指向や性自認が定まっていない人を意味します。

近年社会問題になっている虐待（配偶者（ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>112</sup>）、児童、高齢者、障がい者等）、いじめやハラスメント等の個人の尊厳に関わる問題については、被害者支援に向けた相談体制の整備や相談窓口の周知を図っていますが、相談につながりづらいケースも散見されます。

男女共同参画の観点では、市として、市民の意識醸成や女性のエンパワーメント<sup>113</sup>に取り組んできました。しかし、2020（令和2）年度の市民意識調査によると、「性別にかかわらず各場面において平等だと感じる」人が5割弱に留まるなど、男女共同参画が十分に進んでいるとはいえない状況です。

沖縄県が2021（令和3）年に「沖縄県 性の多様性尊重宣言（ちゅら島にじいる宣言）」を行うなど、県全体として、LGBTQ等の性の多様性に対する理解促進の機運が高まっており、市としての取り組みを検討する必要があります。

## 主な課題

- 虐待、いじめ、ハラスメント等の被害者の早期発見と救済に向けた各種関係機関の連携強化が必要とされています。
- 市民が男女平等な地域社会であると認識できるよう、更なる市民の意識醸成や女性のエンパワーメントに取り組む必要があります。



112 ドメスティック・バイオレンス（DV、Domestic Violence）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のことです。

113 エンパワーメント

力（パワー）をつけることで、自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる技術や知識を得ることによって、生活や人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまな意思決定に参画する力をつけていくことを意味します。

## (2) 主な取組方針

### 方針1 人権啓発及び人権教育を推進します

- 市民が、自らの問題として人権問題に関心を持ち、より多くの市民が人権問題への理解を深めることができるよう、法務局や人権擁護委員と連携し人権意識の高揚に取り組みます。
- 各学校で「人権の日」、「人権教育月間」を設定し、人権感覚を身に付ける取り組みを行います。

### 方針2 人権侵害行為の防止と支援体制の強化を図ります

- DV、虐待、いじめやハラスメント（嫌がらせ）等の人権を侵害する、あらゆる行為の根絶に向けた正しい理解を、広く浸透させるための広報・啓発活動に取り組みます。
- 児童虐待に関しては、早期発見や未然防止について、行政はもとより、児童相談所、警察等の関係機関や、地域と連携して、一層の強化に努めます。
- 高齢者、障がい者等への権利擁護、虐待防止及び虐待発生後の早期対応について、関係機関と連携して一層の強化に努めます。
- 人権擁護委員による特設相談所開設を支援し、市民が相談しやすい環境づくりに努めます。
- 成年後見制度の利用促進や相談体制の推進を図ります。

### 方針3 男女共同参画を推進します

- 性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識や理解が定着するよう、積極的な周知・啓発活動に取り組みます。
- あらゆる分野において男女双方の意見が反映される、女性の活躍推進に向けた意識の醸成や社会的な気運を高めるとともに、すべての女性が個性と能力を発揮できるよう、関係機関と連携して取り組みます。
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶のため、DV防止に向けた取り組みや相談体制の充実を図り、また、災害時における女性の重要な役割を認識し、女性リーダーの育成や男女共同参画の視点に立った災害対応にかかる知識の普及に努めます。





施策

6-6

## 持続可能な財政運営の推進

担当課 財務政策課

関連課 行政推進課／市民税課／資産税課／納税課／介護長寿課／国民健康保険課／水道総務課／下水道課

施策の目的

対象 ● 市政全般に関する財政運営

意図 ● 良好な財政状況を維持し、健全な財政運営を行う

施策の基本方針

経営的視点に基づく健全な財政運営を目指します。

SDGsの目標



## (1) 現状と課題

市民ニーズが高度化・多様化し、財政需要が高まる中、少子高齢化による社会保障関係費が増大する一方、2020（令和2）年から始まった新型コロナウイルス感染症拡大の影響による税収の減少などが懸念されます。

一般会計における財政の健全性を示す実質公債費比率や将来負担比率等の指標は、2020（令和2）年度決算時点においては健全な範囲内にあるものの、合併に伴う普通交付税の特例措置の終了や高齢化などの影響に伴う社会保障関係費の増大などにより、経常収支比率が高まるなど、財政の硬直化が進行している状況です。

一般会計の財政上の課題解決と持続可能な財政運営を図るために2020（令和2）年度に策定した「うるま市中長期財政計画」や「うるま市行政改革大綱」に基づき、歳入・歳出両面にわたっての対応、取組みを確実に実施していくことが求められています。

介護保険の給付費が年々増え続けており、団塊の世代が後期高齢者へ移行することで高齢化が一段と進む2025（令和7）年以降においては、介護サービス等を必要とする高齢者の更なる増加が見込まれています。それに伴う給付費の増大により、市負担分（法定割合12.5%）の繰入金及び保険料の上昇が見込まれます。今後、保険料の収納率向上の取組強化が課題となっています。

高齢化の進展に伴い、医療費の更なる増加が見込まれています。国民健康保険、後期高齢者医療は、生活習慣病発症及び重症化の予防・介護予防により、市民の健康寿命の延伸を図るとともに保険料（税）の収納率向上に努めるなど、健全な財政運営が求められています。



上下水道事業の公営企業会計は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として2018（平成30）年度に経営戦略を策定しています。また、老朽化施設の計画的な更新や強靱な施設を構築する必要があります。

## 主な課題

- 「うるま市中長期財政計画」や「うるま市行政改革大綱」の実効性・実行性を高めるため、関係各課と連携し、その周知・徹底を図るとともに、着実に実施することが必要です。

## (2) 主な取組方針

## 方針1 健全な財政運営を推進します

- 行政マネジメントの視点に立った予算編成を実施し、効果的かつ効率的な財政運営を図ります。
- 課税対象となる所得や資産等の調査・把握による適正課税を行うとともに、納期限が到来した方に対しては、納税等お知らせセンターを活用した納付を促進し、督促状を発送しても納付のない方に対しては、滞納処分（差押・搜索・公売・執行停止等）を実施することで、徴収率を向上させ、市税収入を安定的に確保します。
- 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の特別会計においては、保険料（税）の口座振替勧奨等による納期内納付の推進に取り組むとともに、長期滞納者に対しては滞納処分（差押等）を実施することで、収納率を向上させ、負担の公平化を図るなど、健全な財政運営を行います。
- 水道事業及び公共下水道事業は、資産管理（アセットマネジメント<sup>115</sup>・ストックマネジメント）に基づき計画的な施設更新と適切な維持管理を図り、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、新水道ビジョン及び経営戦略に基づき、効率的な事業経営と適正な料金・使用料水準の検討、確保に取り組めます。

## 方針2 自主財源の確保と歳出抑制を推進します

- 自主財源の安定的な確保を図るため、低利用公有財産の賃貸借・売却や、受益者負担の適正化（行政財産使用料の適正化）、ふるさと納税やネーミングライツ<sup>116</sup>等の活用を推進し、税外収入等の確保に努めます。
- 歳出の抑制を図るため、再任用職員の適正配置により会計年度任用職員数の削減に努めるとともに、事務事業の見直しや公共施設等マネジメントの推進等により経常的経費（施設の維持管理費等）の抑制に取り組めます。



115 アセットマネジメント  
(Asset Management)

資産（アセット）を効率よく運用（マネジメント）するという意味で、水道施設の資産を中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効果的かつ効率的に施設を管理運営する体系化された実践活動のことです。

116 ネーミングライツ  
(Naming Rights)

スタジアムやアリーナ等のスポーツ施設に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利で、「命名権」とも呼ばれます。

### (3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
<b>歳入・歳出対策の効果額(累計)</b> <small>成果指標設定の考え方</small> 行財政改革を行うことは自治体経営の重要な視点であるため、その効果額を把握します。 <small>※令和2年度現状値については、前期基本計画の効果額算出基準に基づく金額</small>	210百万円	1,700百万円
<b>経常収支比率</b> <small>成果指標設定の考え方</small> 当該年度の決算分析を行い、経常収支比率から財政運営の弾力性を把握します。	93.8%	減少
<b>市税徴収率</b> <small>成果指標設定の考え方</small> 自治体経営の視点に基づく安定的な財源確保について、徴収率により把握します。	97.2%	98.0%
<b>経費回収率(下水道事業)</b> <small>成果指標設定の考え方</small> 下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを把握します。 <small>(算式: 下水道使用料 ÷ 汚水処理費 × 100)</small>	57.5%	78.1%

### (4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
  - 住民や地域で担えることは住民や地域自ら行うなど、積極的にまちづくりに参加するとともに、本市の財政状況にも関心を持ち、持続可能な財政運営が図れるよう協力しましょう。
  - 市税及び上下水道料金等の期限内納付に努めましょう。
  - 健康づくりに対する意識を高め、望ましい生活習慣づくりに努めることで医療費負担の軽減を図りましょう。
- 自治会・地域**
  - 住民や地域で担えることは住民や地域自ら行うなど、積極的にまちづくりに参加するとともに、本市の財政状況にも関心を持ち、持続可能な財政運営が図れるよう協力しましょう。
  - 地域に密着した活動を通じて市民の健康づくりに協力しましょう。
- 企業・NPO団体**
  - 本市からの補助金などの支援を受けている団体については、自立可能な運営を目指し、自主財源の確保に取り組みましょう。
  - 定期的な健康診断の実施等、従業員の健康づくりに協力しましょう。



### (5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● 第4次うるま市行政改革大綱	令和元年度～令和5年度												
● うるま市中期財政計画	令和3年度～令和8年度												
● うるま市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度												
● うるま市新水道ビジョン	令和元年度～令和10年度												
● うるま市水道事業経営戦略	令和元年度～令和10年度												
● うるま市公共下水道事業経営戦略	令和元年度～令和10年度												



施策

6-7

# 持続可能な行政運営の推進

担当課 企画政策課

関連課 行政推進課／職員課

**対象** ●市民 ●職員 ●市の施策、事業

**意図** ●効率的で質の高いサービスを受ける  
●職員が働きやすい職場環境を構築し、市民に信頼される職員の育成を図る  
●目的、目標が達成される

**施策の基本方針** 経営資源を最大限活用した行政経営に取り組むとともに、職員の資質向上を図り、将来にわたり安定した市民サービスを提供します。

SDGsの目標



## (1) 現状と課題

地方分権の進展と地域主権への移行に伴い、地方自治体では自らの判断と責任のもと、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりが求められています。

本市では、2012（平成24）年度から「行政経営マネジメント導入事業」を実施し、施策評価等に取り組み、限られた人員や財源を有効に活用した行政運営を行ってきました。また、「うるま市定員適正化計画」や「うるま市行政改革大綱」に基づき、職員数の削減による人件費の抑制や組織機構の見直しなどに取り組んできました。

住民の行政ニーズの高度化・多様化に対応していくため、行政経営マネジメントの高度化や更なる行政改革の推進により、質の高い行政サービスをより効率的に提供できる組織体制を築いていくことが求められます。

社会情勢の変化に伴い増加している行政需要に対応し、市民から信頼される職員を育成するため、各種研修や人事評価制度等により、職員の資質向上を図る必要があります。



## 主な課題

- 行政経営マネジメントの更なる高度化により、財源や人材などの経営資源の配分の最適化を図ることが必要です。

## (2) 主な取組方針

### 方針1 行政経営マネジメントを推進します

- 行政評価に基づいた事務事業の再編・整理・廃止・統合や、行政事務の効率化などに取り組み、効果的な行政運営を進めます。
- 行政経営マネジメントの結果を市民に公表するとともに、多様な専門性を持つ市民で構成される評価委員会で外部評価を行うなど、市民協働により総合計画を推進します。
- 社会情勢の変化に伴う新たな行政需要に対応するため、施策の展開や本市の財政状況などを総合的に勘案し、効率的な組織機構の構築及び適正な職員定数管理に取り組みます。

### 方針2 職員の資質向上を図ります

- 「うるま市人材育成基本方針」に基づき、国・県などとの人事交流や市町村アカデミーなどが主催する研修への職員派遣を継続します。
- 階層別研修や職員寺子屋では、内部講師の登壇を促し、経験・知識・スキルを継承することにより、職員相互の成長意欲の向上を図ります。
- 2020（令和2）年度に全職員への導入を行った人事評価制度について、処遇面（昇給・勤勉手当等）への活用を検討します。
- 「うるま市人材育成基本方針」で掲げる“地域を愛する職員”を目指し、職員の地域活動への参加を促進します。



### (3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
<b>各施策の成果指標達成率</b> <small>成果指標設定</small> 総合計画の目標達成に向けて、PDCAによるマネジメントサイクルを確立し、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、施策の進捗を測る指標として設定します。	49.0%	70.0%
<b>職員が市民ニーズに誠意をもって対応していると回答した市民の割合</b> <small>成果指標設定</small> 職員の資質向上を図り、市民の満足度の高いサービスの提供を目指すため、当該設問を指標として設定します。(市民アンケート)	69.8%	85.0%
<b>職員が今の職場環境に満足している割合</b> <small>成果指標設定</small> 職員の働きやすい職場環境を構築し、職員個々の能力及びモチベーション向上を目指すため、職員の職場環境満足度を指標として設定します。	80.0%	86.0%

### (4) 協働 ~ともに進めるために~

- 市民・個人**
  - 行政運営に関心を持ち、適切な行政運営に協力しましょう。
  - 職員は、積極的に地域活動に参加します。
- 自治会・地域**
  - 地域で担えることは地域で行うなど、自ら積極的にまちづくりに参加しましょう。
- 企業・NPO団体**
  - 地域が抱えている様々な課題に対して、市と民間企業等が双方の強みを生かして課題解決に向け連携しましょう。

### (5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● 第4次うるま市行政改革大綱	令和元年度～令和5年度												
● 第2次うるま市定員適正化計画	平成30年度～令和4年度												
● うるま市人材育成基本方針	—												

**施策 6-8 行政のデジタル化の推進**

担当課: DX推進課  
関連課: 市民課

施策の目的:
 

- 対象 ●市民 ●市の事務事業
- 意図 ●スピーディーな行政サービスが受けられる
- デジタル化され行政事務が効率化される

施策の基本方針: 市民がスピーディーな行政サービスを受けられるよう、また、行政事務がより効果的かつ効率的に処理できるよう、行政のデジタル化を推進します。

SDGsの目標



### (1) 現状と課題

新型コロナウイルス感染症拡大の中、行政による感染者数等の把握や特別定額給付金の給付における混乱が生じたこと、行政サービスの非接触・非対面への移行が求められていることなどから、情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化など、行政のデジタル化に対する社会的要請が強まっています。

また、少子高齢化の進展により、人的資源や財源など地方自治体の経営資源が制約される中、先端技術(AIやRPAなど)を積極的に活用し、自動化・省力化を図ることで、効率的に行政事務を処理する体制を構築することが求められています。

2020(令和2)年12月に、国から「自治体DX推進計画」が発出され、地方自治体は、重点取組事項として、①「自治体の情報システムの標準化・共通化」、②「マイナンバーカードの普及促進」、③「行政手続のオンライン化」、④「AI・RPAの利用推進」、⑤「テレワークの推進」、⑥「セキュリティ対策の徹底」に取り組むことが求められました。

また、2021(令和3)年7月には、地方自治体が着実に取組みを進めていけるよう、「自治体DX推進手順書」が国から公表されており、本市においても、この手順書に則り、本市の特性や課題等を踏まえながら、行政のデジタル化を推進していく必要があります。





### 主な課題

■本市の特性や課題等を踏まえながら、行政のデジタル化を推進していく必要があります。

## (2) 主な取組方針

### 方針1 行政のデジタル化を推進します

- 住民記録、地方税、福祉など主要な20業務を処理する情報システムについて標準化・共通化を進めます。
- デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについて、普及促進を行います。
- 子育てや福祉分野、防災の手續等について、マイナンバーカードやマイナポータル<sup>117</sup>を活用してオンライン化を進めることで、市民の利便性を向上します。
- 定型的な業務等について業務プロセスの見直しや情報システムの標準化・共通化を進めた上で、AIやRPAの導入による業務の効率化を進めます。
- 本市が取り扱う情報資産のセキュリティ確保のため、職員の情報セキュリティへの意識向上を図るとともに、個人情報の保護、情報漏洩の防止等の対策を推進します。

## (3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
<b>標準化・共通化が完了した情報システム数</b> <small>成果指標設定の考え方</small> 自治体DX推進計画で重点取組事項として掲げられた、主要な20業務について標準化・共通化が完了した情報システム数を把握します。	0	20
<b>オンライン化した行政手續数</b> <small>成果指標設定の考え方</small> 自治体DX推進計画で重点取組事項として掲げられた、子育てや福祉分野、防災の手續等のオンライン化した件数を把握します。	6件	27件



117 マイナポータル

政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする、行政手續の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイトです。

## (4) 協働 ~ともに進めるために~



### 市民・個人

- ・ 住民票等のコンビニ交付を利用しましょう。



### 企業・NPO団体

- ・ マイナンバーカードの出張申請を活用しましょう。

## (5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
●うるま市DX推進方針	—												



基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

# 6-9 公共資産マネジメントの推進

担当課 プロジェクト推進1課  
関連課 管財課／企画政策課／財務政策課／施設所管各課

施策の目的  
対象 ●公共資産（公共建築物、インフラ資産、土地）  
意図 ●次世代に負担を残さず、公共施設が利用できる  
●更新等費用を縮減しつつ、公共資産を適切な状態とする  
●未利用の土地（市有地）を有効活用する

施策の基本方針  
次世代に負担を残さず、将来にわたって持続可能なまちづくりを行うため、本市が所有する公共資産を適切にマネジメントします。

SDGsの目標



## (1) 現状と課題

全国的な課題として、高度経済成長期に建設された公共施設やインフラ等の多くが更新を迎える時期となっており、その費用が、今後各地方自治体の財政負担として影響が大きくなっていくものと考えられており、合併以前の類似施設が存在する本市も同様です。

本市においては、2017（平成29）年に「公共施設等総合管理計画」を策定し、道路などのインフラを含めた公共資産の現状の把握や将来にわたるコストの試算等を行うとともに、保有量の抑制・圧縮や多機能化及び複合化の推進等の施設再編の方針を示しましたが、施設再編に対しては慎重な意見も多く寄せられています。

また、各種個別施設計画やインフラの個別の長寿命化計画を策定し、点検・診断に基づく予防保全型のメンテナンスサイクルの構築を目指していますが、一部施設においては、必要な点検・診断が行われず、経年劣化後に大規模修繕等の検討が必要になるケースが散見されています。

庁舎等公共施設の跡利用に際しては、地域住民の意向と行財政の有効性を勘案しながら、民間活力の導入も視野に入れ、地域振興及び地域福祉の向上などの活用を図る必要があります。



### 主な課題

- 公共施設マネジメントに基づく施設の再編等が進んでいないことから、維持管理経費等の縮減が図られておらず、財政の硬直化の一因となっています。
- 予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、経年劣化後の大規模修繕等を可能な限り減らすことで、財政負担を軽減させることが必要です。
- 施設の再編整理については、行政サービスの継続を求める意見も考慮しながら利活用方針を決定する必要があります。

## (2) 主な取組方針

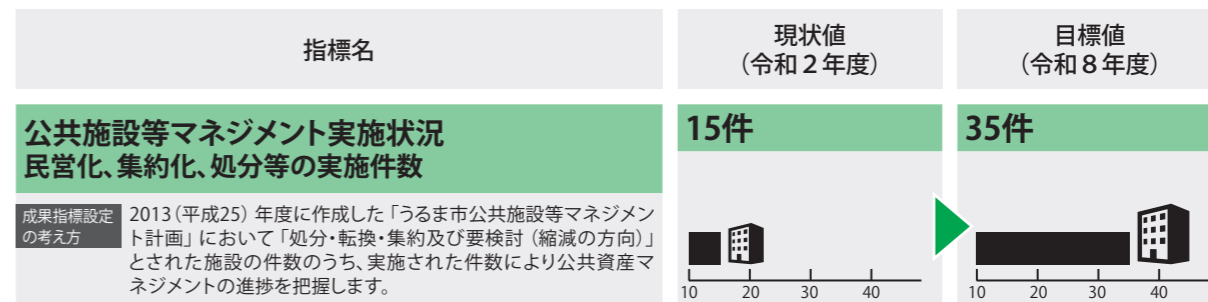
### 方針1 公共資産マネジメントを推進します

- 「公共施設等総合管理計画」で示した施設再編等の方針について、庁内での意識醸成を図り、保有量の抑制・圧縮や多機能化及び複合化などを推進します。
- 公共施設管理システムのデータの充実を図り、施設を適切に管理運営し続けるマネジメントサイクルを確立します。
- 施設の予防保全のために必要な整備体制の強化を推進します。
- 本市が保有・管理している公共施設等については、民営化、貸付・売却等の様々な取組みを行い、公共施設等の維持に発生する費用を抑制します。
- 道路、橋梁、公園、河川、上下水道等のインフラ資産については、個別の長寿命化計画等に基づき、予防保全の観点から、点検・診断及び修繕・更新のメンテナンスサイクルを構築するなど、持続可能なインフラメンテナンスを実現します。

### 方針2 公有資産の利活用を推進します

- 庁舎等の跡利用については、民間発意による跡利用や行政として必要な機能を検討しながら、本市及び地域にとって有益な跡利用を推進します。

## (3) 成果指標



## (4) 協働 ～ともに進めるために～

### 市民・個人

公共施設のあり方を理解し、適正な利用、活用に協力しましょう。  
公共施設を利用する場合は、適正な受益者負担に協力しましょう。

## (5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画					
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
● うるま市公共施設等マネジメント計画	平成26年度～令和35年度	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
● うるま市公共施設等総合管理計画	平成29年度～令和35年度	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
● うるま市公共施設等維持保全計画 (個別施設計画)	令和3年度～令和35年度	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
● 各公共施設等の個別施設計画	<各計画により異なる>	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

